

ハワイ州最高裁マッケナ判事 琉大講演要旨(上)

昨年3月、米国ハワイ州で女性として3人目の州最高裁判事に就任したサブリナ・マッケナ判事55が10、11の両日、琉球大学で「DV裁判所の役割」「性的少数者の法的権利」と題して講演した。主催は同大国際沖繩研究所。マッケナ判事は最高裁判事就任直後に自らレスビアンであることを公表し話題となった。法律を学ぶ学生らが聴講した講演では、DVや性的少数者問題の解決にジェンダーの視点の必要性を指摘した。講演要旨を紹介する。

DV 社会脅かす犯罪

DV(家庭内暴力)事件を専門に扱うDV裁判所判事を3年間務めた。米国では各州に複数のDV裁判所が設置されている。しかしつい30年前は、親指よりも細いムチなら妻をたたいてもよいという「親指の法則」の法律が米国にもあった。妻は夫に支配され、DVは家庭の問題だと認識されていた。

■「平等法」転機に

認識の変化はフェミニズムの台頭から。1972年、米国で教育機関での女性差別を禁止する「男女教育機会均等法」が成立した。

そのころ、米国でロースクール卒業生に占める女性の割合は7%。しかしいま女性弁護士は全体の32%。50州の最高裁判事のうち31%が女性で、米国連邦最高裁9人の判事のうち3人も女性だ。司法や政治の場の女性の増加がD

司法・政治に女性 認識変化

Vへの認識の変化を生み出した。

94年、米国連邦政府は「女性に対する暴力禁止法(VAWA)を制定した。同法は各州の裁判所など事件を扱う関係機関に、DV研修の資金を与え、弁護士や検察官、判事もDVに関する専門知識を得る研修を受けなければならない。なぜならDV事件では時に、常識では考えられないことが起こるからだ。その一つに被害者がいったん認めた被害を、しばしば否定することがある。例えば夫から暴力を受けた妻が、現場に駆け付けた警察官には「殴られた」と涙ながらに訴えたのに、後日、裁判になると「うそだった」と証言を翻すのである。

証言を翻す要因はさまざまあるが、DVの知識がなければ被害者の証言に左右されかねない。DV裁判所はこの特有の事例を回避するため、事

件発生から3週間以内に裁判を開くことができる。

■加害者必ず逮捕

米国でDVの訴えがあった場合は必ず加害者を逮捕・起訴するのは、DVが社会に対する犯罪であるという認識があるためだ。なぜなら被害者は暴力を受けた傷のため仕事を休むだろう。またDV家庭の子どもは学校で問題行動を起こすことが多い。DVは社会のあらゆる安心・安全を脅かす。

DV加害者は根本的な治療なしに暴力を止めることは難しい。有罪が決まれば加害者は6カ月間DVプログラムに強制的に通わせることができる。このカウンセリングを通して、多くの加害者が成長過程の家庭でDVを経験していたことが分かっている。

DVはどの所得層でも起きている。これまで私が出会った加害者には医師も弁護士もいた。また子どもの非行の原因にもなっている。彼らもまたDV被害者なのだ。DVは大きな社会問題だということを理解してほしい。

次回回は26日くらいし面で掲載します。

(黒島美奈子)



自らの性的少数者の一人、レスビアンであることを公表したサブリナ・マッケナハワイ州最高裁判事。講演ではパートナーの女性と3人の子どものスナップ写真も紹介した(琉球大学)

Sabrina S. McKenna 2011年3月、ハワイ州最高裁判事に就任。女性では3人目。1957年、米軍属の父と北海道出身の母の間に生まれた日系アメリカ人。米軍横田基地内の中学校を卒業して75年ハワイ大学に入学。82年同大のロースクールを卒業。弁護士事務所で働いた後、93年ハワイ州の巡回裁判所に就任。